

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

現状と課題

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用できることが不可欠です。

福祉サービスは、利用者である障がいのある人とサービス提供者とが対等な関係のもと、利用者の自己決定に基づいて利用することが前提となりますが、必要な情報の収集や判断が困難な場合もあることから、サービス利用に関する支援と権利擁護、苦情解決の仕組みの充実が必要です。

障がいのある人の権利擁護の取組については、サービス利用の観点から成年後見制度¹を活用した支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、制度の利用を促進する必要があります。

2016（平成28）年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が施行され、成年後見制度の利用に関して、地域の関係機関等が適切に連携を図ることなどが求められています。

2017（平成29）年3月には「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が示され、自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人も、自らの意思が反映された生活が送れるよう、意思決定を支援することが求められています。

また、福祉サービスを支える人材の確保は大変重要な課題です。大阪市においても、社

¹ 知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のことです。

会経済状況や制度の動向等を踏まえ、サービス基盤の確保・サービスの質の向上の視点から、福祉人材の確保・定着・育成のための対応を検討していくことが重要です。

相談支援については、2012（平成 24）年度より、各区 1 箇所の障がい者相談支援センターと、その後方支援などを担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ってきました。2018（平成 30）年度からは各区の障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターとして位置付けるとともに、障がい者相談支援調整事業を実施し、地域の相談支援事業所が効果的な支援を実施できるように、スーパーバイザーの派遣や相談支援専門員に対する研修に取り組み、機能強化を図ってきました。

指定相談支援事業所については、事業所数は着実に増えているものの、依然として、報酬単価が低いことや基本相談について報酬上の評価がされていないことから、事業者からは一定の質を保ちながら事業を実施するのは困難であるとの声が寄せられています。障がい福祉サービスの新規利用者数が年々増える中、相談支援の必要性は高まる一方であり、更なるサービス提供体制の確保が求められています。

また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の 5 つの機能を、地域の実情に応じて整備する「地域生活支援拠点等」の整備を進め、地域生活を支える体制を構築していく必要があります。

ひきこもりや家族（支援者）の高齢化などを背景に、社会で孤立していく、いわゆる「8050 問題」など、福祉課題がより複雑化・多様化・深刻化しており、複合的な課題を抱えた世帯への一体的な支援が重要となっています。支援につながっておらず地域で孤立している場合には、今後を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことも必要です。

そのため、障がいのある人の支援機関だけではなく、区社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関が持つ相談支援機能をつなげていくことが必要です。

2016（平成 28）年 8 月に施行された改正「発達障害者支援法」では、発達障がいのある人やその家族等が、身近な地域で障がい特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関・事業所との連携強化や相談支援機能の充実が求められています。適切な

支援を行うにあたっては、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することも重要です。

障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、市及び各区に地域自立支援協議会を設置しており、区地域自立支援協議会では、関係機関との連携によるネットワークの構築、困難事例や虐待防止への対応、地域移行に関する対応、災害時における対応などの課題への取組が必要とされています。また、市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化に向けた取組を進める必要があります。

2024（令和6）年4月に施行される改正「障害者総合支援法」において、区地域自立支援協議会の役割として個別事例について情報共有することが明記され、個別課題の分析から地域課題を抽出し、解決を促進する取組が一層求められています。

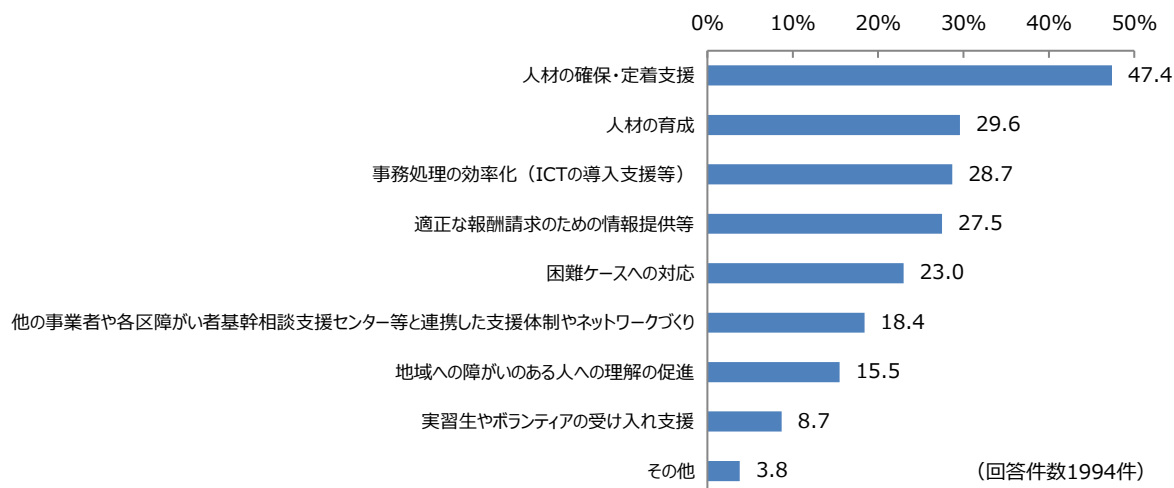
障がいのある人に対する虐待への対応については、2021（令和3）年度は虐待の通報及び届出が763件（養護者による虐待645件、施設等の従事者による虐待109件、使用者による虐待9件）、実際に虐待と判断した件数が51件（養護者による虐待40件、施設等の従事者による虐待11件、使用者による虐待0件）となっています。

障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について、引き続き関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆

○ 提供しているサービスの課題に対して行政の支援を望む内容【複数回答】

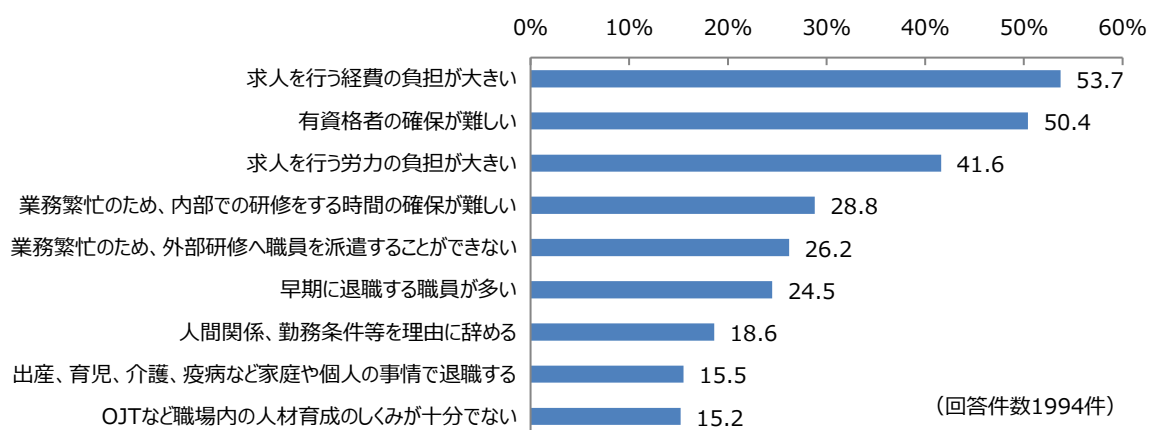
（サービス事業者調査票）



「人材の確保・定着支援」がもっとも多く、次いで「人材の育成」となっており、サービス提供事業者において人材の確保・育成が大きな課題であり、行政による支援が望まれています。

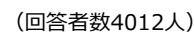
○ 人材確保・定着・育成に対する課題【複数回答】（サービス事業者調査票）

（上位10項目のみ掲載）



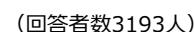
「求人を行う経費の負担が大きい」「有資格者の確保が難しい」が50%以上となっており、求人を行う負担及び人材の確保が大きな課題となっていることがうかがえます。

(上位 10 項目のみ掲載)



います。

(上位 10 項目のみ掲載)



れた方が多く、将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことが求められています。



(課 題)

① サービス利用の支援

- ア 福祉サービスの適切な利用
- イ 人材の確保・資質の向上
- ウ 成年後見制度の利用の促進

② 相談、情報提供体制の充実

- ア 相談支援事業等の充実
- イ 相談支援体制の強化
- ウ 地域自立支援協議会の活性化

③ 虐待防止のための取組

- ア 障がい者虐待の防止のための啓発
- イ 養護者等による虐待への対応
- ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応
- エ 使用者による虐待への対応
- オ 関係機関の連携体制の構築

施策の方向性

(1) サービス利用の支援

利用者の意思に基づいた福祉サービスが適切に提供されるよう、福祉人材の確保に努めるとともに、それを支える仕組みの活用を促進します。

ア 福祉サービスの適切な利用

- ・ ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。
- ・ 障がいのある人の意思を尊重したサービス提供が行われるよう、集団指導の場等を通じて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用を促進を図ります。
- ・ 事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう取り組みます。

イ 人材の確保・資質の向上

- ・ 資格等を持ちながら職に就いていない方を対象とした復職に向けた研修や、事業者の求人・広報力の向上を目的とした研修等、福祉人材確保を支援する取組を実施していきます。
- ・ 障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。
- ・ 国や府との役割分担や制度の動向等を踏まえ、人材の確保等について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。

ウ 成年後見制度の利用の促進

- ・ 判断能力が不十分であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築を進めます。
- ・ 成年後見制度の理念の尊重や、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期の利用を念頭においた普及啓発に努めます。
- ・ 大阪市成年後見支援センターにおいて、市民の特性を生かし、地域において身近な立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行います。
- ・ 福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行う「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」について、ニーズを見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

（２）相談支援及びその体制の充実

複雑多様化する相談にも応じられるよう、相談支援体制の充実に取り組み、他分野の支援機関を含む関係機関との連携体制を強化します。

ア 相談支援事業等の充実

- ・ 各区に設置する障がい者基幹相談支援センターが、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。
- ・ 相談支援従事者が専門性の高いケアマネジメントを実施できるよう、相談支援専門員に対する研修の充実を図ります。
- ・ 区障がい者基幹相談支援センターと、区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）が連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援

センターとのネットワークを築き、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。

- ・ 複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携して適切な相談支援に努めます。
- ・ 各区の障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置する等、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。
- ・ ピアサポーター等の当事者スタッフが、自らの障がいや疾病の経験を活かしながら、ピアの立場から相談に応じ、障がいのある人の自立を進めます。
- ・ 計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援を必要とする人が適切に利用できるよう、相談支援事業者の確保に向けた取組を進めるとともに、報酬体系の抜本的な改善などを国に求めています。
- ・ 障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、「地域生活支援拠点等」の機能の充実を図ります。

イ 相談支援体制の強化

- ・ 区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関が相互の連携を深め、区障がい者基幹相談支援センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。
- ・ 既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。
- ・ 見守り相談室²では、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供して見守りに

² 「自ら相談できない人」等を支援するため、区社会福祉協議会に見守り相談室を設置し取組を行っています。

つなげるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動や必要な福祉サービスへつなげるなど、地域の見守りネットワークの強化を図ります。

- ・ 障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、区役所において、引き続き人権相談に対応します。
- ・ 発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。
- ・ 精神障がいのある人の複合的課題に対応するため、地域における精神保健福祉相談の充実に図り、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）、区障がい者基幹相談支援センター間の連携強化を図ります。
- ・ こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、相談支援事業所への専門的な助言・指導を行います。
- ・ 改正「精神保健福祉法」で創設された入院者訪問支援事業において、精神障がいのある人の意向に応じて訪問支援員を派遣し、生活に関する相談や必要な情報提供等を行い、精神障がいのある人の権利擁護に取り組みます。
- ・ 区保健福祉センターにおいて難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象に個別相談支援に取り組むとともに、特定医療費の支給認定業務を通じて「障害者総合支援法」に基づく給付の対象について周知を図るなど、必要な情報提供を行います。

ウ 地域自立支援協議会の活性化

- ・ 市及び区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の相談支援体

制の充実に向けた協議を行っていきます。

- ・ 区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化するよう、市地域自立支援協議会との連携を進め、地域課題や困難事例の解決に向けて取り組みます。
- ・ 市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会の更なる活性化に向けて、必要な助言や支援ができる体制づくりを行います。また、区地域自立支援協議会が集約を行う諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進めます。

（３）虐待防止のための取組

虐待は重大な権利侵害であり、障がいのある人への虐待を防止するための啓発や研修に努めるとともに、虐待事案が生じた際には、速やかに適切な対応を行います。

ア 障がい者虐待の防止のための啓発

- ・ 虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。

イ 養護者等による虐待への対応

- ・ 区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。
- ・ 養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じており、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。

- ・ 区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターにおいて適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。

ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応

- ・ 障がい福祉サービス事業者等に対して、集団指導等において人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然防止に努めます。
- ・ 虐待が疑われる事案が発生した場合には、関係部局と連携し、速やかに事実確認を行います。また、虐待事案については、事業者に対して再発防止のための改善を求めるとともに、事業者指導・監査の取組を強めます。

エ 使用者による虐待への対応

- ・ 使用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。

オ 関係機関の連携体制の構築

- ・ 市及び区においては、高齢者虐待等への対応も含めた地域のネットワーク強化を図るため、虐待防止連絡会議の開催など、引き続き関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めます。

カ 精神科病院における精神障がい者虐待への対応

- ・ 改正「精神保健福祉法」において、精神科病院における精神障がい者虐待について通報制度が規定されましたが、通報を受けた場合の立入検査や改善指導等だけでなく、精神科病院職員への人権問題に関する啓発や療養環境の向上に向けた取り組み等を

通じた虐待の未然防止を推進します。また、入院者への虐待が強く疑われ緊急性が高い場合等は、予告期間なしに実地指導を実施します。

2 生活支援

現状と課題

障害者総合支援法については、2022（令和4）年12月に一部改正法が公布され、公布後3年以内に「就労選択支援」が創設されるなど、障がい福祉サービスの充実が図られています。

大阪市としては、福祉サービスを必要とする人が安心して利用することができるよう、また恒久的でわかりやすい制度が構築されるよう積極的に国に働きかけていくとともに、新たな制度のもとで円滑にサービス提供できる体制を整備していく必要があります。

障がいのあるこどもへの支援については、2024（令和6）年4月に施行される改正児童福祉法において、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）が一元化されるとともに、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。また、障がい児入所施設から成人としての生活への円滑な移行調整を進めるために、協議の場を設け関係者との連携及び調整を図ることが求められています。

児童発達支援や放課後等デイサービスについては、提供される支援の内容が多種多様で、数は増えているものの、支援の質の観点からも大きな開きがあるとされていることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化が求められているところです。

加えて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要があり、区地域自立支援協議会等に参加できる体制が求められています。

また、2021（令和3）年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケアの必要な児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心してこどもを育てることができる社会を実現することが目的とされており、医療的ケアの必要な児童及びその家族を支援するためにも、身近な地域で必要な支援が受けられるよう短期入所事業等の支援の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が協働し、総合的に支援を行っていくことが求められています。

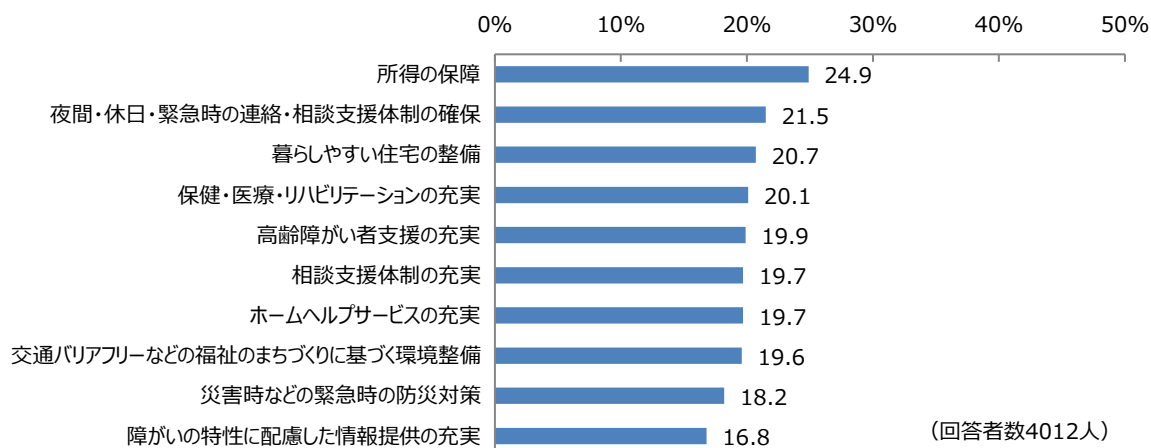
2018（平成 30）年度から制度化された共生型サービスについて、今後も、障がいのある人が身近なところで適切なサービスを受けられるよう引き続き取り組んでいくことが必要です。

また、強度行動障がいなど、重度の障がいのある人地域生活を支えるため、身近な地域のサービス提供事業者が、適切かつ専門的な支援を行うことができるよう、スキルアップを図る仕組みづくりに取り組む必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

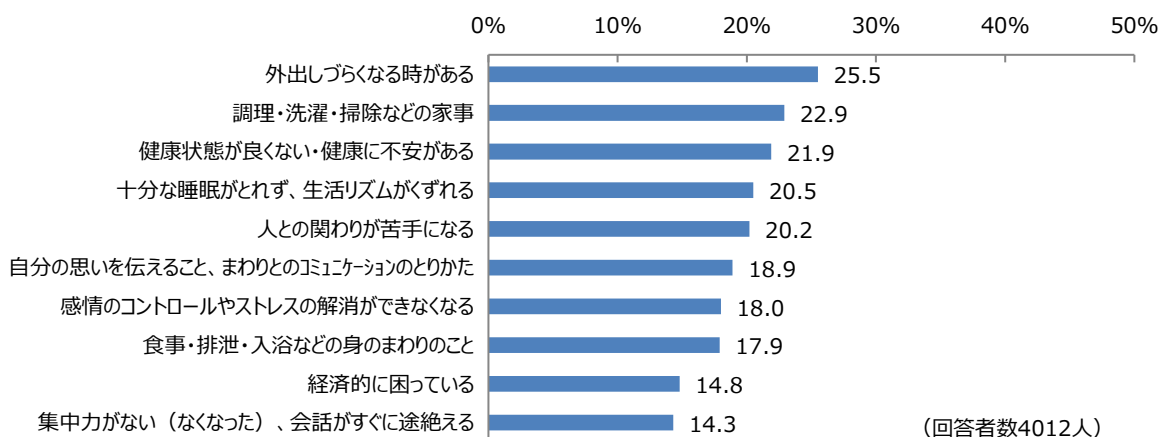
（上位10項目のみ掲載）



障がい者施策全般に望むことでは、「所得の保障」を望む方が最も多くなっています。

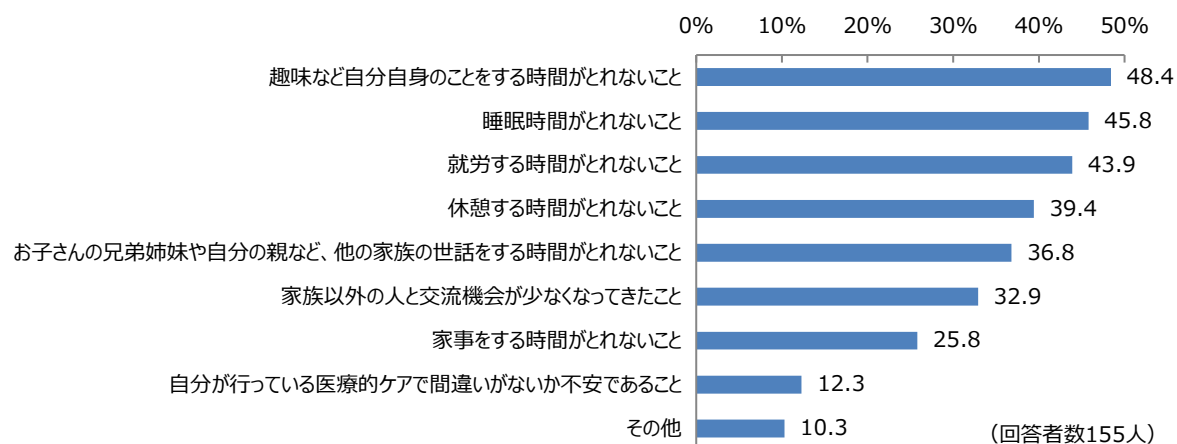
○ 障がいによって困っていること【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



障がいによって困っていることでは、「外出しづらくなる時がある」「調理・洗濯・掃除などの家事」「健康状態が良くない・健康に不安がある」と回答された方が多く、地域における居宅内及び外出時の支援が求められています。

○ 負担を感じていること【複数回答】（医療的ケアの必要なこども基礎調査）



「趣味など自分自身のことをする時間がとれない」「睡眠時間がとれない」「就労する時間がとれない」など、身体面や経済面において負担になっていることがうかがえます。



(課 題)

① 在宅福祉サービス等の充実

- ア 訪問系サービス及び短期入所の充実
- イ 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進
- ウ 所得保障の充実

② 居住系サービス等の充実

③ 日中活動系サービス等の充実

④ 障がいのあるこどもへの支援の充実

- ア 障がいのあるこどもへの支援の充実
イ 関係機関の連携した支援の推進

施策の方向性

(1) 在宅福祉サービス等の充実

在宅において、個々の状況やニーズに応じたサービスが利用できるよう、必要な情報提供を行うとともに、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

ア 訪問系サービス及び短期入所の充実

- ・ 居宅介護をはじめとする訪問系サービスについて、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。
- ・ 2018（平成 30）年4月から入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となりましたが、今後も常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、重度訪問介護の対象拡大や報酬の見直しなどの必要な改善について国に働きかけていきます。
- ・ 移動支援事業について、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に働きかけていきます。
- ・ 短期入所について、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であることから、安定して事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。また、介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知していきます。
- ・ サービスの利用が必要な時に円滑に利用できるよう、情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

イ 福祉用具利用や住宅改修に関する相談事業の推進

- ・ 個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討するなど、より効果的な給付に努めます。
- ・ 住宅の改修についての具体的な相談の実施及び改修費助成事業の推進を図ります。

ウ 所得保障の充実

- ・ 年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に働きかけます。

(2) 居住系サービス等の充実

安心・安全に地域で暮らすことができる「住まい」を確保できるよう、グループホームの整備を促進し、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

- ・ 「住まい」の場であるグループホームにおいては、障がいのある人一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられることで、障がいのある人が安心・安全に地域で暮らしていくことが可能となることから、制度の充実について、次のとおり引き続き国に働きかけていきます。
 - 経過措置とされているグループホームにおける個人単位でのホームヘルプサービス利用について恒久的な制度とすること
 - グループホーム利用者の居宅介護にかかる通院介助の回数制限を撤廃すること
 - 入院・外泊時や日中の支援に対する一定の評価を行うなど、利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう適正な報酬の単価を設定すること
 - 医療的ケアの必要な障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の

障がいのある人に対する支援を十分に行えるよう、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価を設定すること

- 生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円の家賃助成（特定障がい者特別給付費）について、「住まい」の選択を狭めることのないよう、負担軽減のために上限月額を引き上げること
- ・ グループホームの整備促進のため、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した整備促進に努めます。
- ・ また、本市においては、強度行動障がいなど重度障がいのある人の受け入れを促進するため、重度障がいのある人を新たに受け入れるグループホームに対する住宅改造等の補助について、今後も引き続き実施していきます。
- ・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者を利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施していきます。

（3）日中活動系サービス等の充実

障がいの状況やニーズに応じた多様な日中活動を支援できるよう、適切な事業実施に向けた取組を行うとともに、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

- ・ 生活介護について、送迎加算の拡充や重度障がいのある人の支援等に対応した適正な報酬単価の設定を国に働きかけていきます。
- ・ 自立訓練について、リハビリテーション加算の充実など適正な報酬単価の設定を国に働きかけていきます。
- ・ 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援について、障がいのある人の就労を進めるうえで、重要なサービスです。支援がより効果的に行われるよう、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化に取り組みます。また、多様な働き方の

ニーズに対応するなど、利用者の希望を踏まえた事業運営が行われるよう、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。

- ・ 今後新たに創設される就労選択支援事業については、障がいのある人が就労先や働き方についてより良い選択をするために、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切なサービス利用につながるよう、円滑な事業実施に努めます。
- ・ 地域活動支援センター（活動支援型）について、障がいのある人への多様な日中活動のニーズに対応する社会資源として役割を果たせるよう、安定した運営ができるよう努めます。
- ・ 2018（平成 30）年度から制度化された共生型サービスについて、利用者や家族等のニーズに応じた事業運営が円滑になされるように努めます。

（４）障がいのあるこどもへの支援の充実

障がいのあるこどもが身近な地域で支援を受けられるよう、さまざまな障がいの特性に対応できる療育支援機関の確保に努めつつ、各関係機関との連携を推進します。

ア 障がいのあるこどもへの支援の充実

- ・ 障がいのあるこどもを早期に発見し、早期に適切な支援を受けることができるように、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援を踏まえて取組を進めます。
- ・ 児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密に連携して、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。
- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえながら、サービス提供事業者の支援

の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。

- ・ 保育所や幼稚園等における障がいのあるこどもの積極的な受入れを支援するため、障がいのないこどもとの集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援について、適切な報酬単価となるよう国に働きかけ、一貫した支援の推進につなげます。
- ・ 発達障がいのあるこどもを対象とした専門療育機関の確保や、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）によるペアレント・トレーニング等の充実により、発達障がいのあるこどもとその家族等の支援に努めます。
- ・ 重症心身障がいのあるこどもを対象とした児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所の確保により、障がいの特性に配慮した療育支援を推進するとともに、適正な報酬単価となるよう国に働きかけていきます。
- ・ 医療的ケアの必要な障がいのあるこどもやその家族が、身近な地域で安心して生活することができるよう、医療的ケアに対応した短期入所事業等の支援の充実を図ります。
- ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのあるこども及び医療的ケアの必要なこどもの支援ニーズを把握し、障がい児通所支援等において適切な支援が行えるよう取り組みます。
- ・ 障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組むとともに、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、関係者との協議の場を設ける等により成人としての生活への円滑な移行調整を行います。
- ・ 虐待を受けた障がいのあるこどもに対して、障がい児入所施設において個々の状況等に応じたきめ細かな支援を行えるよう、職員配置基準の見直しや、適正な報酬単価への改善等を引き続き国に働きかけていきます。

イ 関係機関の連携した支援の推進

- ・ 乳幼児期、学齢期、学校卒業後のそれぞれにおいて、障がいのあるこどもが利用する福祉サービスや支援機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等多岐にわたることから、各機関が連携して継続性をもってライフステージに応じた支援を行っていきます。
- ・ 医療的ケアが必要な障がいのあるこどもに対する支援体制の充実に向けて、医療・保健・福祉・保育・教育等の各関連分野の関係者が連携を図る協議の場である「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」において協議・検討を行うほか、庁内関係課との連携を図り、施策を推進していきます。
- ・ 障がい福祉サービス事業所等に対する、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修や、相談援助等の支援を行うコーディネーターを養成するための研修等の実施に努めます。
- ・ 障がいのあるこどもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。

3 スポーツ・文化活動等

現状と課題

障がいのある人が心豊かな地域生活を送るためには、充実した余暇を過ごすことが重要であり、社会参加の機会の確保やスポーツ・文化活動の振興を図る必要があります。

「スポーツ基本法」においては「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされています。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、障がい者スポーツを取り巻く状況が変化する中、国においては、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めるべく、2022（令和4）年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

大阪市では、1974（昭和49）年5月にわが国で初めての障がい者専用のスポーツセンター（現長居障がい者スポーツセンター）を開設し、1997（平成9）年10月に開設した舞洲障がい者スポーツセンターとともに、障がいのある人にスポーツやレクリエーションの機会を提供しています。

これまで、「障がいのある人が、いつ一人で来館してもスポーツを楽しむ事ができる」を基本方針として、専門性の高い指導員を配置し、スポーツの指導や教室を開催するほか、関係団体等と連携して、障がい者スキー教室の実施、国際親善車いすバスケットボール大会の開催など、障がい者スポーツ振興のための様々な取組を進めてきました。一方で、長居障がい者スポーツセンターでは施設の老朽化が著しいことから、その対応として、2021（令和3）年11月の戦略会議において、建替えなどの方向性を決定しました。引き続き、障がいのある人が安心してスポーツを楽しむ事ができるよう、拠点施設としての機能を継承、発展させていく必要があります。

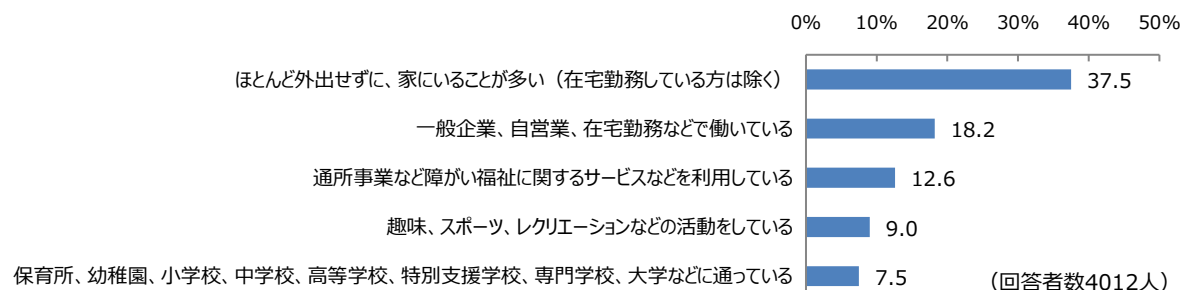
また、身近な地域での障がい者スポーツ振興を図るため、区役所をはじめ、スポーツ施策、障がい者施策を担う関係所属や関係団体等が連携して、障がいのある人もない人も誰もがスポーツと一緒に親しみ楽しめる機会づくりや環境づくりを行うことが重要です。

加えて、芸術・文化活動についてもあわせて振興を図り、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進していくことが重要であり、その支援が求められています。

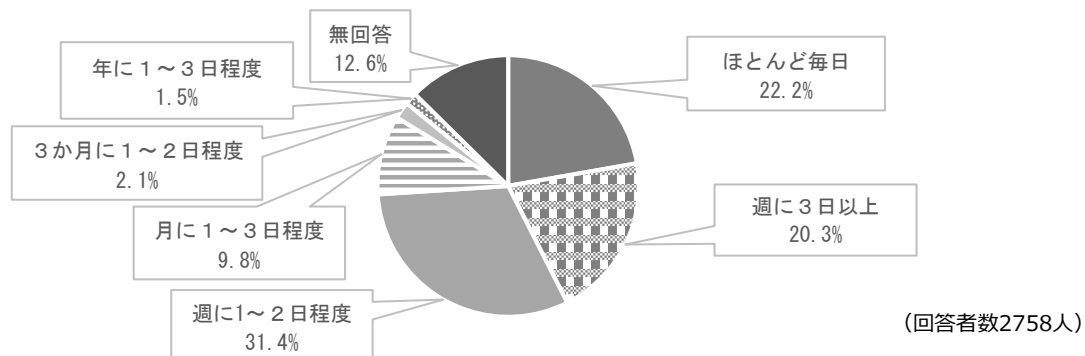
◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆

○ 日中の主な活動【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位5項目のみ掲載）



○ 直近1年間の運動やスポーツの程度【単一回答】（障がい者本人用調査票）



「ほとんど外出せずに、家にいることが多い」と回答された方が最も多い一方、「趣味、スポーツ、レクリエーションなどの活動をしている」と回答された方は9.0%であり、引き続き社会参加の促進に取り組む必要があります。1年間の運動の程度については、「週に1～2日程度」が最も多くなっています。

（課題）

- ① スポーツ・文化活動の振興
 - ア スポーツ・文化活動への参加の促進
 - イ スポーツ・文化活動の環境整備
 - ウ スポーツ・文化活動の推進
- ② 地域での交流の推進

施策の方向性

(1) スポーツ・文化活動の振興

障がいのある人のスポーツ活動や芸術・文化活動への参加を促進するために、環境整備や人材育成に取り組むとともに、地域交流を推進していきます。

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

- ・ 身近な地域でスポーツ活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について情報発信を積極的に行い、障がいのある人の利用促進を図ります。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催による盛り上がり为契机として、障がい者スポーツや障がいへの理解促進を図るとともに、障がいのある人へのスポーツを始めるきっかけづくりのため、障がい者スポーツに触れる機会を創出し、障がい者スポーツの振興を図ります。
- ・ 芸術・文化に触れる機会を創出するため、文化施設の入場料割引などの優待制度の協力を求め、障がいのある人の芸術・文化活動への参加の促進を図ります。

イ スポーツ・文化活動の環境整備

- ・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターにおいて、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、障がい者スポーツの拠点施設として、地域のスポーツセンターやプールなどとの連携を強化し、さらなるスポーツ活動の普及を図ります。
- ・ 身近な地域での障がい者スポーツ振興を図るため、地域特性を踏まえ区ごとに取組を推進します。障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成やボランティアの育成とともに、各区のスポーツセンター・プールに障がい者スポーツ指導員等の配置を行うよう取り組みます。

- ・ 障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を行います。また、障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりを推進します。
- ・ 市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上、バリアフリー化の一層の促進を図ることや、視覚障がい者等の読書環境の充実等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます。
- ・ 2021（令和3）年11月の戦略会議における、建替えなどの方向性の決定を踏まえ、「新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）」が、本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として機能強化を図ることができるよう整備を進めます。

ウ スポーツ・文化活動の推進

- ・ スポーツの競技力の向上を図るため、各種スポーツ大会の開催、競技団体の育成や選手の派遣を行います。また、国際競技大会等において優秀な成績を収めたアスリートへの表彰を行います。
- ・ 舞洲障がい者スポーツセンターでは、ボッチャ競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として指定を受けており、さらなる競技力の向上に努めます。
- ・ 障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。

（2）地域での交流の推進

- ・ 障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。